

保存期間	永 10. 5. 1.	送達	照合者印	収受	年月日
取扱区分				起案	15年 2月21日
秘	ファクシミリ			決裁	15年 2月21日
至急	直渡し			施行	年月日
県公報登載 (増刷部)	小包	締切後発送	公印押印者印	文書番号	第 号
	電報				
簡易書留	切手(円× 枚)				
一般書留	はがき(枚)				
配達証明	押印省略	公印承認印	発送取扱者印	起案者	土地対策室 電話 2224番
内容証明	公印事前押印済み				
特別便	公印印影刷り込み済み				
	文書審査済み				
受信者		發信者	知事 県	副知事 部長	局長 室長 室

標題

知事報告及び記者クラブ等への資料提供について

知事 " 副知事 "

都市住宅部長 [REDACTED] 都市政策総室長 [REDACTED]

土地対策室長 [REDACTED] 室員 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]

このことについて、案1により知事に報告し、案の2により記者クラブへ資料提供してよろしいか伺います。

2/24(月) 知事報告

2/25(火) 記者クラブ等へ資料提供

→ 横浜市、横浜警察署、法務局(巡回)へ資料提出

(第1)

<知事報告>

平成 15 年 2 月 24 日
都市住宅部土地対策室
内線 2223

都市計画法違反の宅地造成地に工事停止命令等の標識を設置

(要旨)

県熱海土木事務所は、熱海市伊豆山において都市計画法に違反して開発許可を受けずに造成された土地に、工事停止命令等の看板を設置する。

(概要)

- | | |
|-------------|---|
| 1 標識の設置予定日 | 平成 15 年 2 月 26 日 (水) 午後 3 時 |
| 2 標識設置の根拠 | 都市計画法第 81 条第 3 項 |
| 3 標識の内容 | |
| (1) 土地の所在地 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] |
| (2) 命令を受けた者 | [REDACTED] |
| (3) 命令した日 | 平成 15 年 2 月 21 日 |
| (4) 命令の根拠 | 都市計画法第 81 条第 1 項第 1 号 |
| (5) 命令した理由 | 都市計画法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行なった。 |
| (6) 命令した内容 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。
当該土地の区域外への土砂の流出を防止するための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。 |
| 4 公表する理由 | 事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害するおそれがあるため。 |
| 5 今後の対応 | 第三者保護のため、都市計画法に基づく措置を先行させたが、宅地造成等規制法及び県風致地区条例に基づく対応についても、必要な措置を講じていくこととしている。 |

[参考：都市計画法の該当条項]

第 81 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

1 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者（以降略）

2 略

3 都道府県知事は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

(字の2)

平成 15 年 2 月 25 日
都市住宅部土地対策室
内線 2223

都市計画法違反の宅地造成地に工事停止命令等の標識を設置

(要旨)

県熱海土木事務所は、熱海市伊豆山において都市計画法に違反して開発許可を受けずに造成された土地に、工事停止命令等の看板を設置する。

(概要)

- | | |
|-------------|--|
| 1 標識の設置予定日 | 平成 15 年 2 月 26 日 (水) 午後 3 時 |
| 2 標識設置の根拠 | 都市計画法第 81 条第 3 項 |
| 3 標識の内容 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED]
[REDACTED] |
| (1) 土地の所在地 | 平成 15 年 2 月 21 日 |
| (2) 命令を受けた者 | 都市計画法第 81 条第 1 項第 1 号 |
| (3) 命令した日 | 都市計画法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行なった。 |
| (4) 命令の根拠 | 熱海市伊豆山字嶽ヶ [REDACTED] における開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。 |
| (5) 命令した理由 | 当該土地の区域外への土砂の流出を防止するための措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けたうえで当該措置を実施すること。 |
| (6) 命令した内容 | 事情を知らずに取引関係に入った第三者が不測の損害を蒙るなど、公益を著しく害するおそれがあるため。 |
| 4 公表する理由 | |

[参考：都市計画法の該当条項]

- 第 8.1 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によつてした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。
- 1 この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者（以降略）
 - 2 略
 - 3 都道府県知事は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。

(参考)

標識（縦 0.8m、横 1.2m）

都市計画法による命令の公示

この土地は、都市計画法に違反しているので、平成 15 年 2 月 21 日付で、同法第 81 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令した。

平成 15 年 2 月 26 日

静岡県知事 石川嘉延

1 土地の所在地

熱海市伊豆山字嶽ヶ
字水立

2 命令を受けた者の住所・氏名

3 命令した理由

都市計画法第 29 条第 1 項に違反し、開発許可を受けずに開発行為を行つたため。

4 命令した内容

熱海市伊豆山字嶽ヶにおける開発行為を直ちに停止し、建築行為を行わないこと。

また、当該土地の区域外への土砂の流出を防止する措置の計画書を、平成 15 年 3 月 10 日までに熱海土木事務所に提出し、同事務所の承認を受けた上で当該措置を実施すること。

注

- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
- 2 この命令に違反して、開発行為等を行った場合は罰せられます。